

全建事発第 035 号
令和 3 年 5 月 26 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の
変更（令和 3 年 5 月 21 日）等に伴う工事及び業務の対応について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 5 月 21 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域について、新たに沖縄県を含む 1 都 1 道 2 府 6 県に拡大する公示がなされ、拡大された区域については、23 日から同措置を実施することが決定されました。また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域については、愛媛県及び沖縄県を除いた 8 県に変更する公示がなされたところです。

これを踏まえ、国土交通省より、施工中の工事における感染拡大防止対策の徹底等について、別添 1 及び 2 のとおり通知がありましたので、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- 別添1 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を実施すべき区域の
変更（令和3年5月21日）に伴う工事及び業務の対応について
- 別添2 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべ
きすべき区域の変更（令和3年5月21日）に伴う工事及び業務の
対応について

(担当) 事業部 堤 TEL 03-3551-9396 FAX 03-3555-3218 メール jigyo@zenken-net.or.jp
--